明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（指定の申請）

第二条　届出自動車教習所を設置し、又は管理する者は、令第三十三条の五の三第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定（以下この条、次条及び第四条において「指定」という。）を受けようとするときは、別記様式第一号の申請書を当該届出自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

２　［略］

別記様式第２号（第３条関係）

第　　号

指　　定　　書

名　称

所在地

第１項第１号ハ
道路交通法施行令第33条の５の３第２項第１号ハの規定により、上記の届出自動車教習所
第４項第１号ハ

動車教習所が行う教習の課程（教習課程（大型）／教習課程（中型）／教習課程（準中型）／教習課程（普通）／教習課程（大自二）／教習課程（普自二）／教習課程（大型二種）／教習課程（中型二種）／教習課程（普通二種））を指定する。

年　　月　　日

公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（指定の申請）

第二条　届出自動車教習所を設置し、又は管理する者は、令第三十三条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定（以下この条、次条及び第四条において「指定」という。）を受けようとするときは、別記様式第一号の申請書を当該届出自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

２　［同上］

別記様式第２号（第３条関係）

第　　号

指　　定　　書

名　称

所在地

第１項第１号ハ
道路交通法施行令第33条の６第２項第１号ハの規定により、上記の届出自動車教習所
第４項第１号ハ

教習所が行う教習の課程（教習課程（大型）／教習課程（中型）／教習課程（準中型）／教習課程（普通）／教習課程（大自二）／教習課程（普自二）／教習課程（大型二種）／教習課程（中型二種）／教習課程（普通二種））を指定する。

年　　月　　日

公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。